

## 彩の国動物愛護推進員設置要綱

### 第一 趣旨

この要綱は、県民への動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を図るために、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法律」という。）第38条の規定に基づき、彩の国動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な実施に必要な事項を定めるものとする。

### 第二 活動内容

推進員は、法律第2条の基本原則に則り、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 地域の動物の愛護と適正な飼養に関する情報を収集すること。ただし、情報の収集は、個人等の権利利益を侵害するものであってはならない。
- (6) その他、動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が必要と認めるもの。

### 第三 推進員の委嘱

- 1 知事は、県内に住所を有し、地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有する者（未成年者を除く。）のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。
  - (1) 動物を適正に飼養し、地域での模範となる者
  - (2) 地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者
  - (3) 獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を終了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を扱っている者
- 2 知事は推進員を委嘱する者に対し委嘱状を交付する。

### 第四 推進員の責務

- 1 推進員は、埼玉県が主催する研修会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。
- 2 推進員は、その活動を行うときは、常に県民への公平性、信頼性の確保に努めなければならない。
- 3 推進員は、第二に規定した活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、推進員でなくなったときも同様とする。

## 第五 任期

- 1 推進員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 2 知事は、推進員の任期中に当該推進員を解嘱した場合は、補欠の推進員を委嘱することができる。
- 3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第六 解嘱

知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は知事が必要と認めたときは、任期中であっても、推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員が第三の1の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員としての必要な適格性を欠くとき。

## 第七 定数

推進員の定数は500名以内とする。

## 第八 活動報告

推進員は、その活動の結果を取りまとめ、埼玉県動物指導センター所長を経由して、知事に報告する。

## 第九 その他

この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

(推進員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日から平成21年12月31日までの間に委嘱された推進員の任期は、第五の1の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年9月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。